

令和3年6月1日

保護者のみなさまへ

石垣市こども未来局長  
(公印省略)

### 石垣市内学校等臨時休校時の放課後児童クラブの対応について（お知らせ）

保護者のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後児童クラブにおける感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

石垣市内の新型コロナウイルス感染症拡大が深刻なことから、令和3年6月2日から6月13日まで石垣市内の学校等の臨時休校が発表されました。

放課後児童クラブにつきましては、保育が必要な児童が利用する施設であることから、引き続き感染防止対策を徹底したうえで長期休業期間同様開所いたしますが、休校期間中は「家庭保育の協力要請」として、通所自粛した日の利用料の日割還付を行いますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 保育の実施について

- ①放課後児童クラブは原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、臨時休校期間中は「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。  
ただし、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者については「家庭保育の協力要請」から除きます。
- ②「家庭保育の協力要請」については、保護者の判断において、通所を控えることが可能な場合に限りご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲をお願いするものですので、通所する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ③ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、お迎えの時間を早めていただくなど保育時間の短縮にご協力ください。
- ④「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため通所を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本利用料の日割還付を行います。
- ⑤各クラブで行っております感染対策には、引き続きご協力を願います。  
なお、クラブ内の児童・職員に陽性者があった場合は、臨時休所となります。

#### 2. その他

国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。